

## 「無事故への 構え一分の隙もなく」 6月2日(日)～8日(土)は危険物安全週間です

危険物は消防法で定められ、①火災発生の危険性が高い②火災拡大の危険性が高い③消火の困難性が高いという性質があり、身近な物としてガソリン、灯油、アルコールなどがあります。危険物を取り扱う場合は、火災に十分注意して、事故防止に務めましょう。

### 家庭での燃料類の保管について

家庭で保管しているガソリンや灯油は、私たちの生活に欠かせないものです。しかし、これらは危険物に指定されており、火災発生の危険性を高め、一度事故が起こると被害を拡大させます。不要な買いだめは控え、正しい方法で保管しましょう。



#### ●購入は

セルフスタンドでは、利用客が自らガソリンを容器に詰め替えることはできません。必ず従業員に依頼しましょう。

#### ●容器は

危険物の種類によって容器の材質やその容量が定められています。灯油は灯油用ポリ容器、ガソリンは専用の携行缶など用途に適したものを使いましょう。また、ガソリンを灯油用のポリ容器で保管することは非常に危険ですので、絶対にやめましょう。法令に適合している容器には右のマークが貼付されています。

灯油用ポリ容器



ガソリン携行缶など



問 消防本部 (☎0123)

## 住宅用火災警報は10年を目安に交換を！

設置から10年以上経過している住宅用火災警報器は、電池切れや本体内部の電子部品の劣化により火災を感知しなくなることが考えられます。電池切れや故障している住宅用火災警報器を使用し続けると、いざ火災が発生した場合に正常に作動せず、火災の発見が遅れ、大切な家族の命や財産を失う可能性があります。10年を目安に早めの交換をしてください。

### ■定期的に作動確認をし、音をききましょう！

警報器が設置されていても、正常に作動しなかったケースがふえています。いざという時に警報器がきちんと作動するように、ひもを引いたりボタンを押したり、月に1回は作動点検をしましょう。音が鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書を確認ください。

### ■住宅用火災警報器を設置しましょう！

住宅用火災警報器を設置することによって、就寝中であっても、火災に早く気がつくことができれば、逃げ遅れによる犠牲者を減少させることができると考えられます。

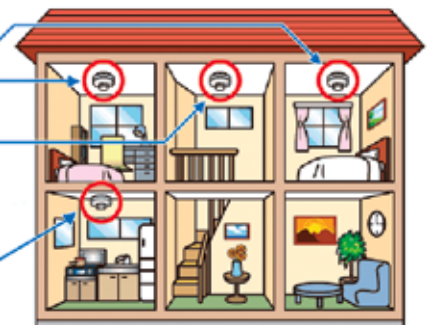
平成30年11月に実施した市内の設置率（一部設置を含む）は78.6%で、全国平均81.6%（平成30年6月時点）と比べ低い状況です。火災から大切な命を守るため、まだ設置していないご家庭は一日も早く設置しましょう。

設置義務

寝室  
階段

設置推奨

台所



問 消防本部 (☎0123)